

特別障害者手当

○対象者

・ 次のような重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳以上の方

- ① 身体障害者手帳 1、2 級程度の障害（知的障害は最重度）が 2 つ以上ある方
- ② 身体障害者手帳 2 級程度以上の障害（知的障害は最重度）が 1 つあり、更に 3 級程度の障害（知的障害は重度）が 2 つ以上ある方
- ③ 身体障害者手帳 1、2 級程度の両上肢、両下肢あるいは体幹機能の障害が 1 つあり、かつ日常生活全般が 1 人ではできない方
- ④ 内部障害及び特定疾患等があり、常時絶対安静の方
- ⑤ 精神の障害がある方で日常生活能力がほとんどない方

※ 障害者手帳の等級は目安です。手当の認定基準に当てはめた場合に必ずしも認定されるとは限りません。

※ 次の場合は手当を受けることができません。

- ① 所得が一定以上あるとき
- ② 介護老人保健施設や病院に 3 か月以上入院中の方
- ③ 養護老人ホーム等施設入所者
(グループホームや有料老人ホームなど、施設入所に該当しない施設もあるため、まずは福祉事務所へご相談下さい)

○支給時期と支給額

・ 支給は、受給者の名義の金融機関の口座に年 4 回の振込により行います。

【月額】 27,300 円（令和 4 年 4 月分から）

支給月分	支払月
11 月～1 月分	2 月
2 月～4 月分	5 月
5 月～7 月分	8 月
8 月～10 月分	11 月

※ 原則 支払月の 10 日に支給されます。(10 日が土・日・祝日の場合、直前の平日)

○申請について

- ・ 認定請求書を提出した日の属する月の翌月分から支給になります。

必要書類等

1. 認定請求書（マイナンバーの記入欄があります）
2. 所得状況届
3. 印鑑
4. 診断書（特別障害者手当用様式）
5. 年金支払通知書等の写し（※障害年金や労災保険年金等を受けている場合）
6. 受給者名義の通帳の写し
7. 同意書

○所得状況届

- ・ 8月に現在における状況で、受給資格者の確認をするための届出です。
- ・ 8月12日～9月11日までに必要事項と必要書類を揃えて提出してください。

必要書類等

1. 所得状況届
2. 印鑑
3. 年金支払通知書等の写し（※障害年金や労災保険年金等を受けている場合）
4. 同意書